

就職サイト等活用事業費補助金（副業・兼業マッチングサイト掲載事業）の提出書類等について

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
（税務署の受付印のあるもの）
- (2) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3ヶ月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。
- (3) 実績報告書（様式第2-3）
- (4) 求人情報を掲載したウェブサイトの写し
※外部専門人材に係る求人内容が分かるなど以下の内容が必要です。
 - ・会社名など（申請者の求人情報であること）
 - ・契約条件（業務内容、契約期間、想定報酬、勤務地形態等）
 - ・掲載日や印刷日等の掲載期間中の日付（記載がない場合は、他の資料で掲載日を確認できる必要があります）※求人情報の掲載がなく、企業情報のみの掲載は対象外です。
- (5) 経費の支払等を証明できる書類の写し
請求書及び領収書
※副業・兼業マッチングサイト掲載の詳細（掲載日や費用の内訳など）について記載がない場合は、見積書や申込書の写しについても提出をお願いします。
※領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (6) 委託業務契約書等の写し（外部専門人材を補助対象者の事業活動に一定期間従事させるものであって、1年度内に当該業務が開始されることがわかるもの）
※契約にあたって補助対象者は外部専門人材の住所及び勤務先について、市外に住所を有し、かつ市外の中小企業者による雇用等が行われていないことを確認すること。
- (7) 債権者登録申請書（別紙）

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、1ヶ月程度で市が登録した口座へ入金します。

3. その他

後日、市から事業効果等についての調査をさせていただく予定ですので、ご協力をお願いいたします。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課
TEL: 51-2435 FAX: 55-9090 E-mail: shokogyo@city.toyohashi.lg.jp